

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

| | |
|-----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 住民生活課 |
| 適用日 (掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|----------|-----------------|
| 不利益処分の名称 | 浄化槽清掃業の許可の取消し等 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 浄化槽法第 41 条第 2 項 |

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

| | |
|---------|--|
| 基 準 規 定 | 浄化槽法第 12 条第 2 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 2 号イ、ハ、ホ～ヌ、第 37 条 環境省関係浄化槽法施行規則第 11 条 |
| 処 分 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>1. 浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により町長は、次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が同法第 36 条第 1 号の規定により定める環境省関係浄化槽法施行規則第 11 条の技術上の基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 浄化槽清掃業者が浄化槽法第 41 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>2. 環境省関係浄化槽法施行規則第 11 条の技術上の基準は、次のとおりである。</p> <p>(1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。</p> <p>(2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。</p> <p>(3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。</p> <p>(4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び 2 年以上実務に従事した経験を有していること。</p> <p>3. 浄化槽法第 41 条第 2 項各号とは、次のいずれかに該当するときである。</p> <p>(1) 浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の清掃が行われていないと認められるときに行われる浄化槽法第 12 条第 2 項による改善命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により浄化槽清掃業の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 浄化槽法第 36 条第 2 号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかの欠格事項に該当することとなったとき。</p> <p>(4) 浄化槽法第 37 条の規定による浄化槽清掃業の許可申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときの届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 浄化槽法第 41 条第 1 項の規定による生活環境の保全及び公衆衛生上必要が</p> |

| | |
|---------------|---|
| | あると認めるときに行う浄化槽の清掃についての必要な指示に従わず、情状特に重いとき。 |
| 参 考 資 料 | |
| 聴 聞 ・ 弁 明 手 続 | |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |